

第2章 情報化をめぐる動向

1. 国の情報通信施策

(1) 情報化に対応した国の政策

e-Japan 戦略

急激に進む情報通信技術やそれらを活用した多様なサービスは、世界各地で社会全体の情報化を強力に推し進めています。しかし、情報化における地域間格差の拡大が急速に進んでいる国内外の状況から、国では平成12(2000)年7月7日に内閣総理大臣を本部長とし、民間有識者を集めた「IT戦略会議」を設置、平成13年1月6日には「IT戦略本部(正式名称:高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)」を設置し、そこを中心に現在まで様々な取り組みが行われています。

図表 2-1 「e-Japan 戦略」の歴史

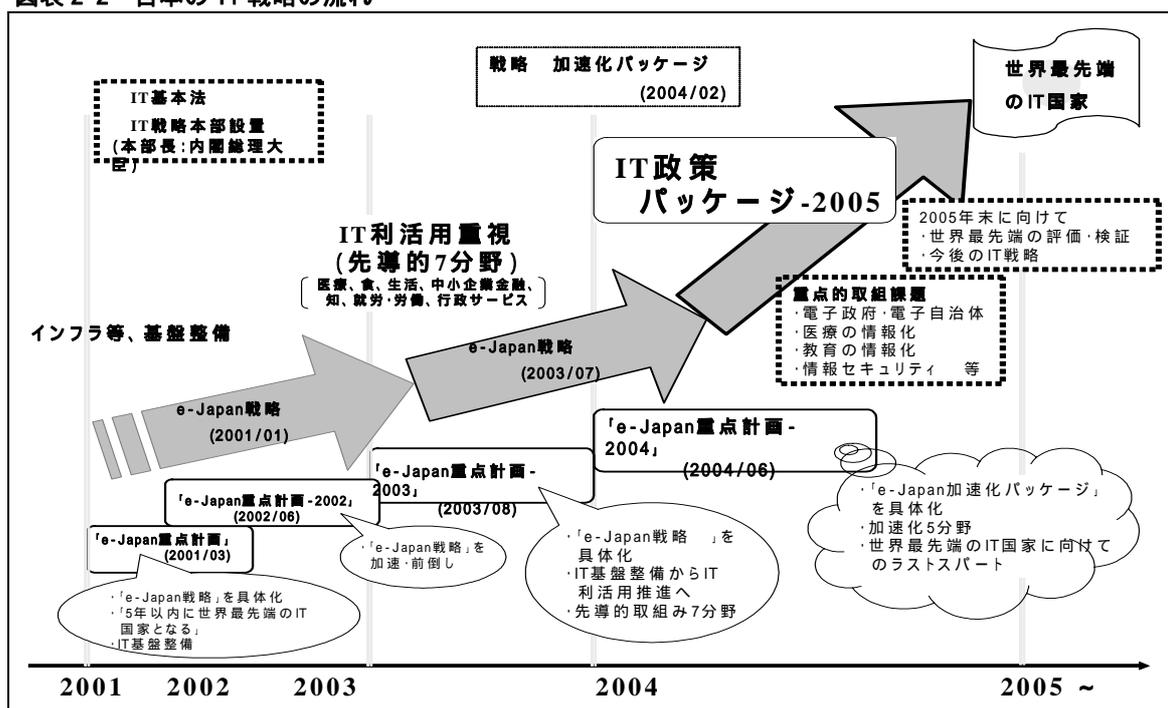
日付	決定等	
平成13(2001)年 1月6日	「IT基本法(正式名称:高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)」施行	
平成13(2001)年 1月22日	「e-Japan戦略」策定	「5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことをめざす
平成15(2003)年 7月2日	「e-Japan戦略」策定	平成17(2005)年までに世界最先端のIT国家になると共に平成18(2006)年以降も最先端であり続けることをめざす
平成16(2004)年 2月6日	「e-Japan戦略 加速化パッケージ」策定	「e-Japan戦略」を加速させ、「平成17(2005)年までに世界最先端のIT国家になる」との目標を達成する
平成17(2005)年 2月24日	「IT政策パッケージ-2005」策定	情報通信インフラ整備の面で成果を上げたものの、IT利活用面は進んでいない 行政サービス、医療、教育等、国民に身近な分野を中心として取り組みをさらに強化するとともに、ITがもたらす課題を克服 「e-Japan重点計画-2004」の確実な実施 国民がITによる変化と恩恵を実感できる社会の実現の推進

資料:IT戦略本部Webサイトより作成

e-Japan 重点計画

世界最先端のIT国家をめざす上で、目標年である平成17(2005)年を迎え、評価専門調査会(平成16(2004)年8月設置)は、ITの利活用の進捗が遅れている分野(「e-Japan戦略」で取り上げた国民に身近で重要な7つの分野:先導的7分野)における取り組みを着実に進めるよう提言し、また、「e-Japan戦略 加速化パッケージ」では、重点的に政策を展開すべき5分野(加速化5分野)を定め、それぞれの分野における残された課題を解決するために、平成16(2004)年6月15日に「e-Japan重点計画-2004」を策定し、必要な施策を戦略的、重点的かつ迅速に推進しています。

図表 2-2 日本の IT 戦略の流れ



資料:IT戦略本部Webサイトより作成

(2) 電子政府への取り組み

平成 15 (2003) 年 7 月 17 日、各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議において、今後 3 か年の電子政府構築に係る政府の具体的な取り組みを「電子政府構築計画」として決定し、平成 17 (2005) 年度までに総合的なワンストップサービスの実現、平成 16 (2004) 年度早期までの内部管理業務・システムの最適化等が急ピッチで推進されています。ライフイベント (就職、結婚、退職等人生の主な出来事) 及びサービス分野別の手続案内の導入をはじめ、使いやすいシステム整備を図るとともに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続についても、各府省が積極的に取り組んだ結果、そのほとんど全てをオンライン化する等、一定の成果を挙げたところです。

平成 16 (2004) 年 6 月 14 日に「電子政府構築計画」は一部改定され、行政情報の電子的提供、電子申請等に係る取り組みについては、分かりやすさ、使いやすさ等の面で、必ずしも十分とは言えない状況であるため、より利用者の視点に立ったシステム整備やサービス改善に取り組んでいくための改善が必要とされます。

(3) 地域における情報通信基盤の整備

ICT インフラの整備レベル

第一期「e-Japan 戦略」で目指してきた情報通信基盤の整備が各地で達成されつつあると判断したことから、第二期「e-Japan 戦略」では IT 利活用の段階へと進化していくことに力点が置かれ、各種施策が展開されてきました。

平成 17 (2005) 年 5 月 10 日に、総務省が「日本の ICT インフラに関する国際比較

評価」を行った結果、日本はブロードバンド速度及び料金の指標で第1位となる等総合1位となりましたが、インターネット普及率やICTインフラに対する社会資本としての優先度は順位が低く、今後の課題として、デジタル・ディバイド（情報格差）の解消や、ICTインフラへの集中的な資源配分が必要となっています。

図表 2-3 選定評価指標と日本の順位

分野	評価項目	日本の順位
ICTインフラの利用料金	市内電話料金	2位
	ブロードバンド料金	1位
ICTインフラの質	ブロードバンド速度	1位
	安全なサーバ数	14位
ICTインフラのモバイル度	3G携帯比率	2位
	携帯電話普及率	19位
ICTインフラの普及度	インターネット普及率	11位
	ブロードバンド普及率	6位
ICTインフラの社会基盤性	インターネットホスト数	10位
	ICT投資割合	14位

資料：総務省Webサイト (http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050510_2_02.pdf) より作成

「次世代ブロードバンド構想 2010」のとりまとめ

以上のように、情報通信基盤の整備が遅れ、地理的要因によるデジタル・ディバイドが生じている地域（条件不利地域）が少なからずあることから、総務省では、格差是正に向けて民間活力を最大限に活用すると同時に、民間による展開が困難な地域を中心に、国や地方自治体による整備も念頭に置き、地域公共ネットワークの整備等を通じ条件不利地域へのインフラ整備の促進を目指しています。

総務省は、日本が最先端のICT国家として世界を先導するフロントランナーとなることを大目標とし、平成22（2010）年に日本をユビキタス社会へと発展させるための「u-Japan政策」を平成16（2004）年12月に公表していますが、ここではインフラ整備に関して「2010年までに国民の100%が高速又は超高速を利用可能な社会にすること」を目標に掲げており、これを受け平成17（2005）年7月に「全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会」の最終報告という形で「次世代ブロードバンド構想 2010」が取りまとめられました。

この構想では、整備目標として2010年までに「ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図ること」と「大容量情報の『受信』のみならず『発信』にも重点を置いた、上り30Mbps級以上の次世代双方向ブロードバンドを90%以上の世帯で利用可能とすること」があげられています。

また、国内において社会経済活動に不可欠なツールとしてブロードバンドは地位を確立しつつあることから、デジタル・ディバイド解消の必要性について述べています。

デジタル・ディバイド地域における課題と対策

この構想では、デジタル・ディバイドの解消を大きな目標の一つに掲げています。その理由として、ブロードバンドをディバイド地域において整備することには次表（図表 2-4）のような社会経済的効果があるとしています。

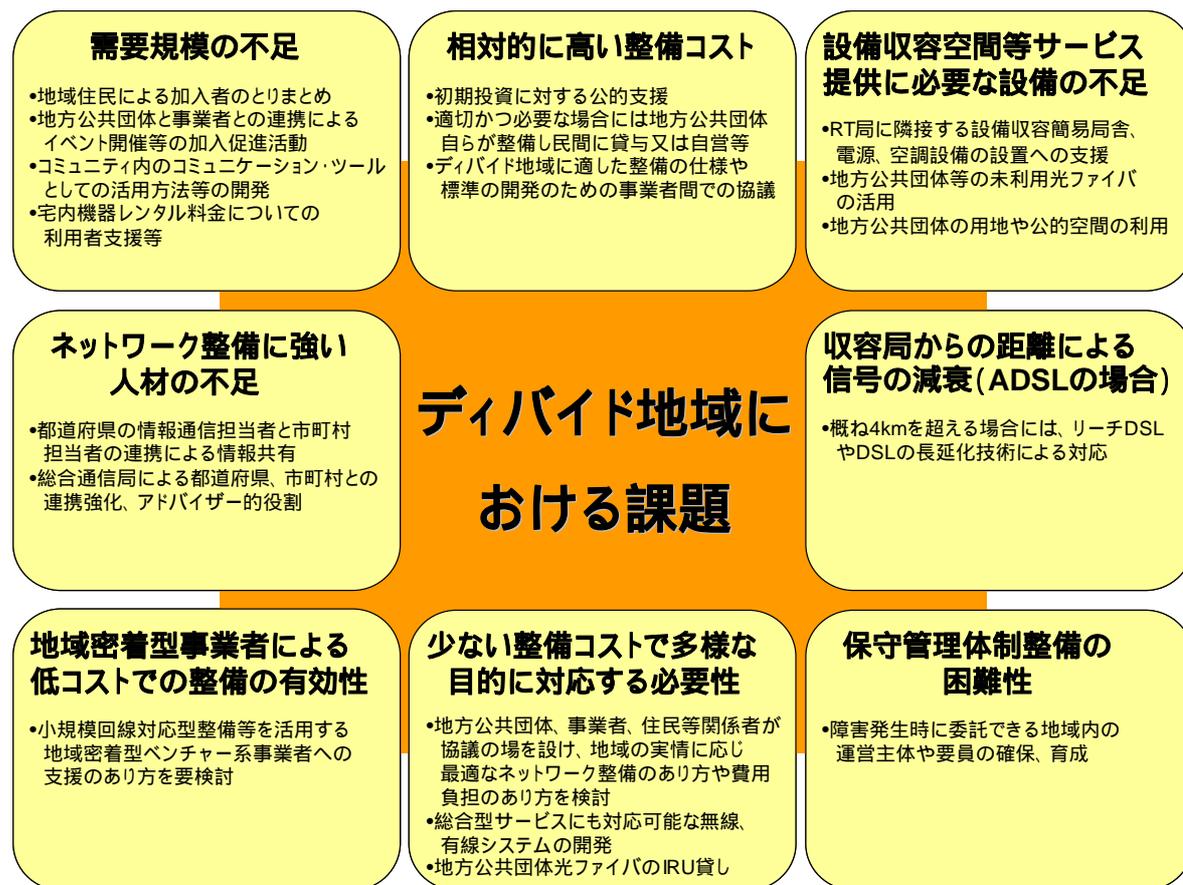
その上で、構想では、デジタル・ディバイドの解消に向けて、次図（図表 2-5）のように課題と対応策が整理されています。

図表 2-4 ブロードバンドをディバイド地域に整備する意義・効果

<p>社会経済的効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓OS やセキュリティ対策ソフト等の更新のためのプログラムダウンロードが、ブロードバンド環境をある程度前提としているように、ブロードバンド環境はインターネット利用の基礎となりつつあり、その整備はこうした地域でのインターネット利用そのものの円滑化に資する。 ✓高速・超高速インターネット・アクセスを実現し、教育、医療、福祉等の生活に関連した様々なサービスの導入を可能とする他、最近では IP 電話や放送コンテンツの受信に対するニーズに応えることを可能とし、また住民間のコミュニケーションを向上する等、地域内・地域間情報流通を活性化し、地域生活水準の向上に資する。 ✓ブロードバンドが持つ複数パソコンを接続できる大容量性から、企業活動に不可欠な産業経済活動基盤を提供するとともに、その地域情報発信能力から、地域の産業・観光情報等を発信し、SOHO 起業家の誘致にも貢献し得る等、地域経済の発展にも資する。 ✓ブロードバンドを公共サービスの窓口の代替として用いて手続き時間の短縮やコスト削減につなげたり、議会中継等高度な行政サービス提供を可能としたり、あるいは災害時に被災地における被害状況の発信や地方公共団体からの情報の受信等、地方行政の効率化や高度化をもたらすことが期待される。
<p>ディバイドを放置した場合の消極的効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓情報社会からの疎外感を感じる住民の不安や不満の拡大や、地域活動における住民や事業者の機会の縮減等、地域の経済活性化や地域の再生を阻害する一因になる懸念 ✓インターネット利用に関する便益が著しく低下するために、負の経済効果を生じる恐れ

資料:「次世代ブロードバンド構想2010」より作成

図表 2-5 デジタル・ディバイド地域における課題と考え得る対策



資料:総務省 Web サイト(http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050715_8.04_08.05.pdf)より作成

(4) 通信と放送の融合における動向

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

情報通信審議会から、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第2次中間答申が平成17(2005)年7月に出されました。

平成15(2003)年12月に、3大都市圏から地上デジタル放送が開始され、以降視聴可能エリアの拡大や受信機の出荷台数増加等普及が進んでいますが、平成18(2006)年までの全国展開および平成23(2011)年までのデジタル放送への全面移行の確実な実現に向けた重点施策として、公共分野における利活用の推進や「通信と放送の融合」の積極的活用等による円滑なデジタル全面移行の実現等の提言がなされています。

公共分野における「通信・放送」利活用の促進

公共分野における利活用促進については、データ放送、「携帯端末向け」サービス、サーバ型放送等、高度なサービスの活用・導入について課題を整理した上で、その解決に向けた実証実験を推進していくこととなっています。

また、平成23(2011)年までのデジタル化全面移行を確実に実現するための重点施策については、以下のような施策の推進が必要とされています。

- ✓ 中継局整備の全体像の明確化
- ✓ アナログ受信機に関する視聴者への情報提供や、いわゆる「コピーワンス」等著作権保護の仕組みの見直し等、受信機の普及に向けた具体策
- ✓ 地上波の再送信における「IP」や「衛星」の活用等、いわゆる「通信と放送の融合」を活用したデジタル放送の普及方策

特に、デジタル放送の最大のメリットの1つは「通信と放送の融合」の成果を活用できることであり、デジタル化全面移行の実現にはこのメリットを最大限活用することが必要です。そして、その成果を効果的に活用するためには、送信環境と受信環境の整備が不可欠です。

送受信環境の整備

送信環境の整備については、平成23(2011)年の全面移行に向け、「停波の前に十分な時間的余裕をもって、すべての視聴者に、放送を送り届けるためのインフラ整備が完了している」とことと「視聴者が、デジタル放送を受信できる環境が整備されていること」が車の両輪だとしています。

また、受信環境の整備における「共聴施設に対する対応」として、政府としては、共聴施設の施設管理者等に対し、デジタル化に対応するための具体的方策と所要経費については正しい情報の提供を早急を実施することが必要としています。そのため、「地上デジタル放送開始地域については、平成17(2005)年9月を目処に着手し、「今後、開始される地域については、必要に応じて地方自治体と連携しつつ、年内を目処に着手」としています。さらに、「施設改修コストを軽減する対策手法の開発が必要」としており、「特に難視聴の場合、対策手法開発の前提として、受信環境等実態の把握が必要」であり、「平成17(2005)年度を目処に、全国協議会において、その受信状況等現状調査を実施し、状況に応じたデジタル化対策手法をとりまとめ、結果を公表」としています。

IP インフラを用いた環境の整備

「通信と放送の融合」に伴う伝送路の融合として近年話題となっている IP マルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラ（以下、IP インフラ）の環境整備について、政府はその活用に対する考え方として、「条件不利地域に限らず、地上デジタル放送を視聴者まで配信する伝送路として積極的に活用すべき」とし、技術面、運用面から条件を明確化することにより、IP インフラの活用を促進し、ケーブルテレビ等他の再送信メディアとの均衡にも配慮しつつ、平成 18（2006）年の再送信の在り方について、平成 17（2005）年度中を目処に結論を出すとしています。

(5) デジタル・ディバイドに伴う経済的損失

デジタル・ディバイドによる年間 1 世帯あたりの経済的格差

「次世代ブロードバンド構想 2010」では、デジタル・ディバイドによる年間 1 世帯あたりの経済的格差が試算されています。これによると 2004 年時点で年間 134 万円の損失となっており、2010 年にはますますその損失額が拡大していくとされています。

このように損失額が無視できない規模になることから、ディバイド地域の解消が急務となっています。

図表 2-6 デジタル・ディバイドによる年間 1 世帯あたりの経済的格差

	ブロードバンドユーザが得る経済効果		ブロードバンドが利用できない場合の負の効果	合計
	医療・福祉・教育分野における年間経費削減効果	産業分野における経済効果	インターネット利用の非効率化に関する負の効果	
2004 年	24.5 万円/年	33.5 万円/年	-76 万円/年	134 万円/年
2010 年	51.8 万円/年	39.2 万円/年	-138 万円/年	229 万円/年

資料:「次世代ブロードバンド構想2010」より作成

地上デジタル放送への対応コスト

本市のような難視聴地域における共聴施設はデジタル化への対応としてアンテナ等の設備の追加・更新が必要となります。

総務省の情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 第 2 次中間答申」（平成 17（2005）年 7 月）では、その費用を 1 施設あたりで約 461.7 万円（デジタル 8 波対応で保安器数 100 の施設の場合）と試算しています。

市内の共聴施設の規模は多種多様であり、また全ての施設が自己負担での更新が必要かどうかは不透明なことから、一概に 1 施設あたり 462 万円が必要になるとは限りませんが、本市の場合に当てはめると単純計算では 5 億円以上の費用が必要となり、これらの負担能力が各施設にはない状況です。

5 億円という金額は難視聴地域であるが故に必要なコストであり、この負担を可能な限り圧縮していくことが必要です。そのためには個別での施設改修ではなくブロードバンド網を介した施設・サービスの集中化を進めることが効果的です。

2. 地域における情報化動向

(1) 府の総合計画

総合計画の構成

平成13(2001)年1月に策定された「新京都府総合計画」は、21世紀の京都府のあるべき姿を念頭に、平成37(2025)年までを見通しながら、平成13(2001)年から平成22(2010)年までを計画期間とする、おおむね10か年の計画です。

計画の基本理念は「むすびあい、ともにひらく新世紀・京都」で、「基本構想」「基本計画」「地域別の整備の方向」「計画の推進」の4本立ての構成となっています。

総合計画における丹後地域の施策

「新京都府総合計画」における丹後地域の具体的な事業は、以下のとおりです。豊かな地域資源、特に自然資源を活かした政策が多いことが特徴です。

図表2-7 丹後地域における主な事業(基本計画)

分野		事業名(事業概要)		主体
ア 魅力ある地域資源の活用による交流・連携の促進	自然をいかした交流の促進	自然と共生する丹後リゾートの推進	丹後リゾート公園(仮称)の整備 (自然との共生をめざした府立公園の整備) 地球デザインスクールの推進 市民参加の「手づくり公園」活動の展開	府 府 市 民 間
			海浜リゾート・レクリエーション拠点としての港湾・海岸の整備 (宮津港 久美浜港 浅茂川海岸 久美浜海岸の整備)	府
			大規模自転車道の整備 (栗田半島天橋立シーサイド自転車道の整備)	府
			豊かな自然環境の保全・整備と利用の促進	自然・農山漁村資源をいかした景観保全・観光振興 (嵯峨京町畠や海岸林 棚田等をいかしたグリーンツーリズム・ブルーツーリズム・エコツーリズム等の推進) 温泉資源等の連携による交流の促進(いわゆる「丹後温泉郷」のイメージづくり等)
		丹後あじわいの郷など都市農村交流拠点のネットワーク化の推進 都市農村交流拠点の機能分担・連携等の推進	府 市 町 民 間	
		山陰海岸国立公園 若狭湾国定公園等の自然環境・自然景観の保全と利用の促進 (ビジターセンター等自然とのふれあいの場を創出する施設の整備)	国 府 市 町	
		自然公園区域の拡大(若狭湾国定公園等の拡大 大江山連峰地区の新規指定)	府	
		近畿自然歩道の整備の推進	府	
		「天橋立」の次世代への継承(砂浜の保全)	府	
		里山の保全と活用の促進	都市住民等の参加による森林の保全・活用の促進	府 市 町 民 間
イ 新しい産業の誘致・育成 産業基盤の整備及び魅力ある農林水産業の実現	魅力ある産業の振興	産業拠点の整備	丹後地域における新産業拠点の整備 (エコ・クリエイティブパーク(仮称)構想の推進)	府
		産業の振興	丹後産業21世紀ビジョンに基づく総合的な施策の展開(自然・歴史文化をいかし、農林水産業や織物業とも連携した観光振興等) 丹後織物業の総合産地化の促進 (デザイン開発や製品開発分野への展開 支援等)	国 府 市 町 民 間 国 府 市 町 民 間
		機械金属業の振興 (完成部品・ユニット製品製造分野への展開 支援等)	国 府 市 町 民 間	
		企業誘致の推進 (市町が行う企業誘致への支援等)	府 市 町 民 間	
		Uターン対策の促進 (Uターンセンターの運営等)	国 府 市 町 民 間	
		地域産業を支える人材の育成(公共職業能力開発施設等)における職業能力開発の推進	府 市 町 民 間	

分野		事業名(事業概要)	主体	
	商店街・小売業の振興	ふるさと加工食品の開発及び販売支援 (農林水産物をいかした加工食品の開発支援 ふるさと食品ベンチャーの育成等)	府、市町、民間	
		中心市街地の活性化策の推進 (まちづくり機関等への支援 京都府まちづくり推進連絡協議会による府と市町との連携強化等)	国、府、市町、民間	
		まちづくりと調和のとれた商業振興の推進 (魅力ある商店街づくりの推進等)	国、府、市町、民間	
	農山漁村の環境整備	農山漁村への定住条件の整備の推進交流の推進と定住環境の整備 新規参入者の技術研修	府、市町	
		恵み豊かな森づくりの推進広葉樹林の保全 海岸林の保全・復活 水原の森の整備	府、市町	
		鳥獣害対策の総合的な推進野生鳥獣の生息環境調査 防獲冊 忌避剤等による防除対策 駆除対策 野生鳥獣の生息環境の保全	府、市町	
	資源の適切な保存管理と持続的利用による水産業の振興	資源管理型漁業等の推進	資源管理型漁業の推進 (底びき網漁業資源管理事業等)	府、市町、民間
		新しい技術の普及	つくり育てる漁業の推進 (放流稚魚の安定供給 技術開発 調査等)	府、市町、民間
		基盤の整備	無給飼養魚支那の普及 (新しい養殖業の展開)	府、市町、民間
	地域活性化等の推進	地域・漁港の整備等の促進 (水産基盤整備長期計画に基づく整備の推進) 海の畑づくりの推進(築港等の造成)	情報通信基盤整備の促進テレビ・ラジオ放送中継施設 移動通信用鉄塔施設等の整備	府、市町、民間
サイバー大学構想の推進 (インターネットを活用した高等教育の提供)			府、民間	
地域キャンパス構想の推進 (地域におけるサイバー図書館等静穏地点の整備)			府、市町	
運転免許事務の改善		運転免許事務の改善 (運転免許の即日交付化の推進)	府	
自然環境の保全	阿蘇毎における水質・底質の改善 (海や環境創造(シーブルー)事業)	府		
	府自然環境保全地域の新規指定による保全と活用(プナ林)	府、市町、民間		
地域特性に配慮した保健医療対策の推進	医療不足地域における医師の確保 (自治医科大学における医師の養成 派遣)	府、市町		
	病児病者の近代化 病児病者への支援 (療養型病児病者等の整備)	府、市町、民間		
		府立与謝の海病院の機能充実 (高度専門医療の充実)	府	

資料:京都府Webサイトより作成

総合計画における IT 施策

IT 施策は、「基本構想」及び「基本計画」にて整理されており、「基本構想」の中には施策推進の戦略プロジェクトが、「基本計画」の中には具体的に実施する事業が整理されています。

また、北部丹後地域（宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町、京丹後市）における IT 政策を抜粋すると次表（図表 2-8）ようになり、難視聴地域への対応と教育における施策が考えられています。

図表 2-8 丹後地域における主な事業（基本計画）

分類	概要
基本構想 「むすび合うネットワーク」創造プロジェクト	府域の情報ネットワーク化をいろいろな面から進め、府民生活の利便性を高めていく上で、情報バリアフリー化や府民の情報リテラシー向上の取り組み等を進め、これら諸施策を通じて、府民誰もが IT の成果を享受できる社会を構築していきます

分類	概要
基本計画	計画内第2章において、様々なITに関連する事業が講義されています。

資料:京都府Webサイトより作成

図表 2-9 丹後地域における IT (地域情報化の推進) に関連する事業 (基本計画)

事業名	主体
情報通信基盤の促進(テレビ・ラジオ放送中継施設、移動通信用鉄塔施設等の整備)	府、市町、民間
サイバー大学構想の推進(インターネットを活用した高等教育の提供)	府、民間
地域キャンパス構想の推進(地域におけるサイバー図書館等情報拠点の整備)	府、市町

資料:京都府Webサイトより作成

(2) 広域的な取り組み

京都府では、府民や地域のニーズを的確にとらえ迅速に responding していくために、地方振興局、保健所、土木事務所、地域農業改良普及センターを広域再編し、「広域振興局」を開設しています。

平成 17(2005)年 3 月には、京都府町村会が実施してきた情報化推進事業を引継ぎ、更に発展していくために「京都府自治体情報化推進協議会」が設立されました。共同化による行政情報化の推進に賛同する市町村が会員となっており、本市も参加しています。

丹後広域振興局における「丹後活動プラン」

丹後広域振興局では、平成 17(2005)年 3 月に主体的な地域づくりを提案した「丹後活動プラン」を策定し、当面 3~5 年程度の期間をプラン推進の射程としています。京都府全域を対象とする「新京都府総合計画」及び「『人・間中心』の京都づくり 5 つのビジョン」は、このプランのベースであり、三者が一体となって丹後地域の発展を目指しています。

各活動分野を支える条件の 1 つとして、地域内外の交流を活発にし、各地で人と人を結び活動主体となる組織の確立やネットワーク化が必要となります。そのために、京都府全域に既に構築されている「デジタル疎水ネットワーク」を活用し、各地におけるブロードバンド環境を高めると共に、利用目的や利用形態に応じ、日常生活の利便性の向上や産業の発展に繋げていきます。

京都府自治体情報化推進協議会による事業計画

町村が情報化を進めていく上で必要な人材・技術・知識などの資源や情報を共有し、町村主導の情報化を進めることを目的に、平成 9(1997)年 9 月、京都府町村会情報センターが設立され、業務システムの共同開発・共同利用など共同による各種の情報化推進事業に積極的に取り組んできた結果、府内町村の電算関係経費の軽減や行政情報化基盤の整備・格差是正などに大きな成果をあげています。更にそれを推進するために、府内自治体の行政情報化の推進に対して共同で必要な事業を実施、各自治体の行政サービスの一層の向上と効率的な行財政の推進を目指して、「京都府自治体情報化推進協議会」が設立され、様々な取り組みを進めています。

具体的には、NEW TRY-X 住民情報(介護保険を含む)、NEW TRY-X 財務会計、新起債管理システムへの統一を図り、現行システムから当該システムへの移行を進めています。その他、自治体情報化についての調査研究、自治体情報化についての情報提供・相談等を計画しています。

(3) 情報化計画等の策定状況

IT 政策を体系づけた計画の策定状況

IT 施策を体系づけた地域情報化計画等の策定状況に関する調査として、総務省による「電子自治体構築計画」の策定状況が調査・整理されていますが、その結果によると、平成 17(2005)年 4 月 1 日現在で、都道府県は 95.7%とほとんど全てが、また市町村においては 28.4%と約 3 割が電子自治体に向けた計画を策定済みです。

図表 2-10 電子自治体構築計画の策定状況(平成 17(2005)年 4 月 1 日現在)

	策定している	策定していない	合計
都道府県	45(95.7%)	2(4.3%)	47(100%)
市町村	687(28.4%)	1,731(71.6%)	2,418(100%)

資料:「地方自治情報管理概要」平成 17 年版より作成

府の情報化に関する計画等

[A. 地域と人をむすび育てる IT プラン]

京都府は、今まで策定された様々な計画が後にどのように施策へ反映されたかが必ずしも明確ではないとのことから、アクションプランとして施策立案のプロセスを構築しています。

平成 16 年度版アクションプランにおいては「地域と人をむすび育てる IT プラン」が策定されています。府内には 50 を超える大学の集積や世界的な企業等が多数所在する等、知的資源に恵まれています。また、豊かな自然や悠久の歴史等、文化・観光資源にも恵まれています。

アクションプランでは、前述のような京都の特性や潜在力を活かし、地域と人をむすび、交流連携を促進し、科学技術と生活、文化、自然が結びついた人間性豊かな IT 先進地づくりを目指しています。

[B. 「京都デジタル疎水ネットワーク」の整備]

府の着実な情報化の推進のため、「新京都府総合計画」に基づいて、平成 15(2003)年 11 月に京都府域をむすぶ高度情報通信基盤「京都デジタル疎水ネットワーク」を整備しました。府民の生活と産業を支える基盤として構築されたこの情報通信ネットワークは、教育・学術研究・行政・医療・福祉・防災等各分野における情報流通を目的とし、活用されています。

図表 2-11 「京都デジタル疎水ネットワーク」の概要

特徴	幹線は全国トップクラスの 2.4Gbps、全ての拠点を光ファイバで接続し、帯域を確保した高速大容量回線 6ヶ所の接続拠点到府内どこからでも均一の料金で接続 高度なセキュリティが確保できる方式を採用 365日24時間の監視体制、ループ型で二重化された災害に強いネットワーク構成
主要な府内の接続先	府庁、地方振興局、府地方機関 府立学校、大学等の教育機関 市町村 防災関係機関(国機関、消防本部、医療機関、報道機関等) 京都IX(インターネット・エクスチェンジ)、京都大学、けいはんなプラザ
接続拠点の設置箇所(接続拠点:所在地)	丹後:宮津市、中丹東:舞鶴市、中丹西:福知山市、南丹:園部町、中央:京都市中京区、山城:宇治市

自治体間の連携	府内すべての市町村と高速回線で接続され、各市町村のネットワークと連携するとともに、全国の地方自治体をむすぶ総合行政ネットワーク(LGWAN)の回線に利用され、電子自治体を実現させる基盤となります。また、近隣府県の情報通信ネットワークとも連携し、府県間での情報交流を進めます。
京都 ONE との連携	京都の情報基盤の向上を目指す京都 ONE()と連携し、京都 IX を基点とする大学間の交流や IT 関連産業の集積を促進します。
学術情報ネットワーク (SINET/スーパーSINET)	全国の大学、研究機関を結ぶ学術研究専門の情報通信ネットワークと接続し、府内外での学術研究交流に貢献します。

資料: 京都府 Web サイトより作成

京都 ONE: 京都情報基盤協議会(<http://www.kyoto-one.ad.jp/>)では、京都市との連携のもと、京都の情報通信ネットワークの向上を目指した「地域 X」「IDC(インターネット・データ・センター)」の整備、活用など目的とした「京都 ONE 構想」を推進している。同構想は、京都地域に開かれた WAN(ワイド・エリア・ネットワーク)を構築し、それを活用した ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)などの様々なサービスを展開することにより、インターネットと言う共通の基盤の上で、市民生活や産業種などの京都地域内の種を一体的に向上させることを目指すものである。

図表 2-12 「京都デジタル疎水ネットワーク」の利活用例

分野	目的	内容
教育	京都みらいネットで実現する新しい学習環境	動画等教育用コンテンツをデータベース化し、各学校に配信して魅力的な授業づくりに役立てます。また TV 会議システムによる遠隔講義などの高大連携や学校間交流を推進します。
学術研究	産学公の連携による産業・地域経済の活性化に寄与	京都に集積する50を超える大学や関西文化学術研究都市などの学術・研究機関をむすび、さらに全国の学術研究ネットワークと接続することにより、先端的な研究開発の推進とネットワークを活用した実証実験により先端技術の実用化を推進します。
医療・福祉	利用者の利便向上と地域間格差の是正	高精細な画像や動画の配信による遠隔医療診断の実施により、専門医のいない地域への医療のサポートが可能となります。また、電子カルテ等による医療情報の有効活用や病院間の連携を目指します。
防災	的確・迅速な情報伝達・情報共有化により非常時の体制づくりを強化	災害現場の映像情報や被害情報等を市町村や自衛隊などの防災関係機関に的確・迅速に伝達することにより、非常時にすばやく初動体制を整えることができます。
行政	電子府庁・電子自治体の実現による行政サービスの向上	庁内ネットワークとして活用し、事務処理の迅速化や情報の共有化を進めるとともに、府・市町村・国を接続する「総合行政ネットワーク」としても活用し、行政間での電子文書の交換、電子申請システムの共同整備等を推進し、府民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

資料: 京都府 Web サイトより作成

[C. 情報通信環境整備の考え方]

「デジタル疎水整備後の情報通信環境整備等に関する調査研究会」の報告によると、ブロードバンドや地上波デジタル放送へ対応した情報通信環境の整備については、府が前面に立って整備に取り組むのではなく、まずは事業者、次に市町村の取り組みを支援していくのが基本姿勢となっています。

同報告によると、平成 17 年 4 月から京都府内でも本格的に開始した地上デジタル放送の平成 17 年度中のエリアカバー率は 68.6% (世帯比)、2008 年度までにこれを 80.8% まで引き上げることを放送事業者 (KBS 京都) は想定しているようです。地上デジタル放送はパソコン等を利用しない人にも十分な情報のやり取りを可能にする点で情報格差の是正に大きく寄与することから、地上デジタル放送を活用した地域情報サービスを実現していく必要がありますが、その前提となる視聴可能エリアが 2008 年度においてもまだ 8 割程度にとどまる見込みであり、エリア拡大に向けた努力が必要になると考えられます。

図表 2-13 情報通信環境整備の考え方

ブロードバンド普及のための方策	<p>高速インターネットの実現、難視聴の解消及び地上デジタル放送への対応は、地方自治体である市町村が主として取り組む課題と位置付け、府は技術的助言や国、通信事業者等との連絡等、市町村への財政支援等を主な役割としています。特に未提供地域を抱える市町村単位で地域の実情に応じた整備方策の検討が求められています。</p> <p>ブロードバンド環境の今後の展開を考えた場合、FTTHやCATVは、国の制度もあり、有効な手段ですが、経費の高額化や工事期間の長期化の点で課題が多い状況です。</p> <p>ADSLについては、FTTH等の方法での整備が進展しない場合に比較的安価な整備方法です。しかし、国等の助成制度がないため、京都府においては、市町村未来づくり交付金を活用した支援をしており、また、地域ごとに通信事業者との協調により、整備が進められています。</p>
地上波デジタル放送を活用した地域情報サービスの検討	<p>京都府では平成16年11月に京都市内と府南部の一部で視聴可能となったのが始まりで、平成17年4月からKBS京都とNHK京都放送局の地上デジタル放送がスタートしています。KBS京都では初年度のカバレッジを68.6%(世帯比)、2008年度には80.8%と想定しています。</p> <p>地上波デジタル放送を活用したモデルをサービス形態に則し、情報通知型モデル、情報提供型モデル、視聴者参加型モデル等に分類し、活用されるシーンに応じた情報(サービス)提供のあり方の検討を進めています。</p> <p>ただし、実現にあたっては、情報の入力や情報の蓄積について等様々な課題もあり、技術動向や他県等の動向を視野に入れた取り組みを推進しています。</p>

資料: デジタルテレビ整備後の情報通信環境整備等に関する調査研究会(<http://www.pref.kyoto.jp/it-promo/sosuken/index.html>)より作成